

松江市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 4 年 3 月 28 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した定期監査（公営企業会計）の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 4 年 5 月 13 日

松江市監査委員 三島 康夫
松江市監査委員 安来 弘喜
松江市監査委員 石倉 徳章

措 置 報 告 書

| 監 査 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| (1) 上下水道局(水道事業会計・下水道事業会計) ① 建設改良事業について、7月豪雨の影響による入札不調、新型コロナウイルス感染症流行の影響等による工事の繰越見込みがあるため、今後も進捗管理に努められ、建設改良事業を着実に進められたい。 | (1) 上下水道局(水道事業会計・下水道事業会計) ① 建設改良事業に対する7月豪雨災害対応の影響による入札不調、新型コロナウイルス感染症流行の影響等は今後も続くことが想定されることから、今後の発注時期・工期などを調整のうえ進捗管理を徹底し、建設改良事業を着実に進めてまいります。 |
| (2) 上下水道局（水道事業会計） ① 今期の漏水量は、前年度同期と比べて 192,042 m ³ (33.6%) 減少し、漏水割合も 1.7 ポイント改善している。引き続き、老朽管の更新や漏水調査に基づく修繕に取り組むことにより、漏水を防ぎ、安定給水に努められたい。 | (2) 上下水道局（水道事業会計） ① 漏水が多発していた松江内陸工業団地内の配水管を布設替えしたこと等により、漏水割合が改善しました。引き続き老朽管や漏水多発路線の住宅団地等の管路更新、漏水調査に基づく修繕を推進することで漏水防止を図り安定給水に努めてまいります。 |
| (3) 上下水道局（下水道事業会計） ① 宍道湖流域下水道維持管理負担金剰余金について、今期、西部処理区の返還金が特別利益に計上されている。東部処理区についても、早期返還に向け、県との協議を進められたい。 | (3) 上下水道局（下水道事業会計） ① 宍道湖流域下水道（東部処理区）の維持管理負担金剰余金について、島根県と協議を行い、令和5年4月末日までに全額返還される旨の協定書を締結しました。具体的な返還日については県と協議することとしており、早期返還に向けて引き続き協議を行ってまいります。 |

(4) 交通局（交通事業会計）

① 輸送の安全確保については、運輸安全マネジメント実施計画に基づき事故防止に努めているところであるが、今期も既に3件の有責事故が発生しており、このうち1件が乗客降車中に発生した有責人身事故である。引き続き、乗務員、運行管理者を対象に研修を行い安全意識の改善を図るとともに、事故情報を共有化し、同種事故再発を抑止する体制構築に努められたい。

(4) 交通局（交通事業会計）

① 運輸安全マネジメント実施計画に基づき、乗務員及び運行管理者に対し効果的な安全教育を行うため、研修内容について継続的に見直しをするとともに、事故情報を共有し、同種事故の再発を抑止するための体制構築に努めてまいります。

また、公共交通機関として重要な役割を担っていることを再認識させることで安全意識改善を図り事故防止に努めます。